

薬事法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別表第二（第六十四条関係）</p> <p>一〇五十九（略）</p> <p>六十 五―（一四―「二・三―ジメチル―二H―インダ ゾール―六―イル）（メチル）アミノ」ピリミジン―二 ―イル）アミノ）―ニ―メチルベンゼンスルホンアミド （別名パゾパニブ）、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>六十一〇八十五（略）</p> <p>八十六 一・三―ビス（二―クロロエチル）―ニトロ ソ尿素（別名カルムスチン）及びその製剤</p> <p>八十七〇百二十（略）</p>	<p>別表第二（第六十四条関係）</p> <p>一〇五十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六十〇八十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八十五〇百十八</p>